

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時50分)
- 町 長 日程第7「議案第58号足柄上衛生組合規約の変更について」について、町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第58号足柄上衛生組合規約の変更について。足柄上衛生組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議する。
- 令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。足柄上衛生組合でゴミ処理施設の設置及び管理に関することを共同処理するため、足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議をしたいので、同法第290条の規定により議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 環境上下水道課長 それでは、議案第58号足柄上衛生組合規約の変更につきまして御説明させていただきます。
- 足柄上衛生組合でゴミ処理施設の設置、これは建設も含まれております。及び管理に関することを共同処理するため、規約の変更を行うものでございます。詳細につきましては、議案の4枚目、最後のページをお願いいたします。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。
- 改正案の第3条の第2号に「ゴミ処理施設の設置及び管理に関すること」を新設し、規定しております。改正案の第3号以降は現行の第2号以降を1号ずつ繰り下げています。
- 恐れ入ります、1ページお戻りいただき、議案改正文を御覧ください。附則でございます。この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。
- 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 12番 寺 嶋 今回は足柄上衛生組合にゴミ処理施設を、ゴミ処理の事業をね、加えるということだと思んですけども、まず、松田以外の1市、1点目は1市4町の今回で議案がね、足柄上衛生組合規約の変更について出されているのか。あるいはそういうの、1市4町の状況ね、分かれば説明していただきたいのが1点で

す。

あとは、実際、今度は事務を上、広域行政の事務を置くとなると、今後ですね、これから、今は環境影響評価、パブリックコメントの手前までやってますけども、衛生組合では今後ね、建設に向けてどのような業務、整備スケジュールになるのか。その辺のことについてお伺いします。

環境上下水道課長　まず、1市4町の状況でございます。開成町と山北町は取下げをしているという情報が入っております。ただし、期限がございますので、1月の下旬までには臨時議会を開いて対応を行うという話は伺っております。

今後の衛生組合の行う事業でございますが、7年度中に予定でございますが、発注支援事業、8年度には設計、既存の施設の解体、9から11年度で建設を行う予定でございます。以上です。

1 2 番 寺 嶋　ほかの松田以外はね、今まだ出てないところは、今、回答ですと1月下旬ぐらいには何か方向性が出るんじゃないかというんですけども。ただ、今、推測のあれで言ってるわけですよ。これは確かなそういうね、やっぱり進めて…1市5町がね、足並みそろわないと、この規約変更できないんでね、その辺をですね、首長さんあたり、それからその西部清掃組合の関係の議会あたりはね、どのような議論になっているのかというところも知りたいわけなんですけれども。その辺のことについて、分かりましたらお伺いしたいと思います。

あと、事業の関係では、今後ね、これからいろんな工程入るに当たって、今、昨今物価高とかありますけどもね、そういう関係ではね、多少スケジュールが狂う、予定どおりいかない場合も出てくると思うんですけども、そういうところが、そういうのがどうな…実際どうなるのかというところを知りたいです。

あと追加なんですけれども、今、足柄上衛生組合の議会ではね、議会が年1回か2回しか開かれてないと思うんですけども、今の広域行政についてね、実際、事務を行うということについて、深い議論はね、されているのか。ここをですね、足柄上衛生組合、十分にね、今後やっていただく、そういうことをですね、ことが必要だ、必要になってくると思うんですけども、ここの方向性はね、どのようになっているのでしょうか。お伺いをいたします。

町

長　　ここは私のほうだろうと思って、回答させていただきます。まず、たしか南足柄市さんはこの件についてはもう既に採択をされたというふうに市長…採択をね、もう議会を通過して、この件に関しては採択をされたということで、南足柄の市長から御連絡をいただいているということになります。順次、その、あとは中井さんとか大井さんとか、うちもそうですけども、そのときどきの…ときどきというか、各自治体の議案に対する議論が進めば、それなりに御承認をいただく予定で頑張っているというか、そういうふうな感じだというふうに認識しています。

　　当然ながら、この1市5町は、もう本当にばらけることなく、一体感を持ってこれまでもずっと議論をしてきていますし、各町のそれぞれの課題はそれぞれにあることもぶつけながら、ここまで議論をしてきています。なので、自分のところがこうだからというのも、当然意見があったにしても、さすがにやっぱり皆さんで歩調を合わせながらやっていかなきゃいけないということも含めながら、離れてはくっつきみたいな形で最終的に今の現状に来たっているということになります。とにもかくにも、その件に関しては、やっぱり内山地区の御理解をいただくに当たっては、まずはやっぱり南足柄市さんの御尽力もあり、それが終わった後に、やはり我々首長としても地元扱いというのは山北町さんも同様だということで、その後、山北の湯川町長のほうでも大変御尽力をいただいて、今の現在に来ているということも相まって、今回の事務委託ということについて、上…それまでの協議をされていたごみ処理広域化協議会、連絡協議会かな、いうところでの議論をされて、そこの中で今後の事務委託は足柄上衛生のほう望ましいということになりましたので、現在、私が組合長という立場で正式にそれはそれで組合長としては承知しましたというふうな流れでございまして。それについては、上衛生の議会でもそのような報告をして現在に至っているということでございます。

　　スケジュールが変わる場合とかという話でいくと、今後足並みが結果的に、さっきおっしゃられるように、私どもは1月の25日までには少なからずきちっとした形で各町の議会を通してきてもらわないと、上衛生ではこの事業を、こ

の事務委託は結局受けられない。県に対する申請もできないという立場でありますので、各町さんたちは責任を持って、きちっとやっていただきたいということを上衛生の組合長の立場で各町の首長さんたちには伝えてあります。それがなかった場合には、今までの議論も全てが…全てというか、また1年、2年と延びていくだけのことだというふうなことも皆さん、各首長はよく御存じのはずですので、各首長さんたちと各議会の皆さん方との話がきちっとやっぱり採択…採択といいましょうかね、議決できるように、お互いで努力していただけると非常にありがたいなというふうに思っています。スケジュールは、そうなった場合にはスケジュールは変わっていきます。当然ですけども。そのときはまた変わったスケジュールの中でお話ししたいと思います。

あと、上衛生については、確かに今、年間2回開催をさせてもらっています。今回の件については、これから上衛生がしっかりと背負っていくわけなんですけども、その組織体系の中に、今現在協議会にいる事務局が、そのまま人まで一緒かというのはちょっと置いて、その今の4人体制がそのまま上衛生に事務は来て、今はし尿の管理係と、今後のごみ処理のほうの係の課ができて、その組織の中でやっていくことになります。ですので、その内容については深い議論をこれから進めるに当たって、年間今2回の分を、状況によっては3回にするのか、通常2回のところを、この内容については臨時議会みたいな形で招集させてもらいながら運営していくのか、その辺は議論の回数が当然増えてくるということになれば、そういうふうな格好で体制を整えながら、上衛生の中で話をしていくというふうな方向性で皆さんの意見は一致しています。

あと、なおプラス申し上げますと、今現在ですね、協議会の中では、副執行者会議というものを設けさせていただいて、事務方、副執行者、我々ということで、3層構造で今まで協議会の中で議論をさせていただき、せんだっての会議でもですね、首長会議で2時間半という時間をかけてですね、話をしたくらいに、何だかなというふうな感じはしますけども、そのくらい確認しながら今進めているところでもございます。ですので、その3層構造は上衛生に行っても、その事務の中ではこのごみ処理協議会については副執行者会議をちゃんとそこ

に明記をして、今後進めていきたいということで、せんだっての協議会では話をしてきましたので、今後皆さんたちから御承知をいただいた際には、上衛生の規約の中にそういったものを入れながらですね、上衛生の中での議論をこれから進めていくということになろうというふうに考えております。以上です。

12番 寺 嶋 では、最後なんですけども、首長さん、それから上衛生の執行者はね、この規約の変更に向けてね、鋭意努力していくという方向性のね、回答が出ましたのでね、その辺はね、しっかりやっていただきたいと思います。

あとはですね、情報提供としては、やっぱり今、今回ね、松田町…私も具体的には施設整備基本計画の素案というのがね、今回出たんですけども、これだけ見て判断しろというのはね、なかなかやっぱり膨大な資料がありますのでね、これ大変なんですけども。そういうですね、この情報ですね、やっぱり上衛生組合でも今後ね、いろんなことを、具体的に議論していく中で、各市町のね、やっぱり議員にもその都度情報をですね、提供していただいて、やっぱりそういうことでね、しっかり議会でも協力していただくようにね、するように、しっかりね、そこはね、情報提供やっていただきたいと思うんですけども、その辺について再度お伺いして終わりにしたいと思います。

町 長 ありがとうございます。おっしゃるとおりと言うしかありません。今まではですね、各やはり地元の方々に御理解いただくためにもですね、やっぱりどのくらいの規模なのかとか、それをつくったらどういうふうになるのかとか、いろんなお話があるということを前提に資料を作らせていただき、やはり地元の方々に御理解をいただくための資料作成というようなところもあり、時にはこの話がうまくいかなかった場合には、これだけお金をかけて作った資料も無駄になるよねという話も当然その中でしながらですね、皆さんでいろんな責任を負いながら今現状に来たつてると、来ているというふうなことでありますので、各町の首長さんたちもその覚悟を持って今やられているんだというふうに私は信じていますし、そうありたいと思っています。でも、これは各町としても、私はずっと協議会でも言ってますけれども、最終的に予算の関係だとか、こういったことは議会に決定権がありますから、議会の方々とよくお話をしていた

だきたいというふうなことは話をしております。

今回の情報提供がそういった格好で、ようやくリミッターが外れたといいましょうか、これから皆さん方に情報提供させていただきながら、議論を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、今回は何かそんな状況の中でパブコメの話を見せていただいて恐縮だななんと思っているところもありますけども、パブコメの資料を見ていただく中での疑問点とか、あとは今後我々に対して勉強会みたいのを開いて情報共有をしていこうよということがありましたらというか、ぜひですね、なくてもそういった情報を皆さんたちと共有しながらですね、この事業は南足柄市さん、山北町さんとか、当該のところだけじゃなくて、我々も背負っているんだというふうな意識の中で、あの2つの自治体にはやっぱり敬意を表しながらですね、尊重の念を持って我々もこれからはやっぱり進めていかなきゃいけないと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかには。

9 番 井 上 1点ありまして。1点はですね、前者のほうが情報提供ということもありましたので、ここで素案が、計画の素案が出ましたけれども、その中には財政的な負担というのがこれからかと思いますが、出てきていません。やはり町民のほうが理解を求めるためには、どれだけの財政負担がということもありますので、その情報提供の中にもですね、財政面の情報もお願いをしたいと思います。

2点目としましては、その今の規約の一部改正の中で、確認ですけれども、来年の2月から補助金申請を始めるという話、今お聞きしたんですけれども、附則の中で、施行年月日が令和7年4月からになっていますが、それ以前、2月からはじゃあどういふふうな体制で行うのか。それともやはり補助金等の申請の中で、こういった場合には事前申請みたいな形で構わないのかどうなのか、その確認です。

あと3点目がですね、町長がいろいろ協議会の中で御苦労されているということで、今、東部清掃のほうはですね、各町からの議員が3人体制です。で、今、衛生組合のほうは今2名×6市町ということで12名体制。そのですね、

3名に増やすかどうかという、そういったですね、組合議会の構成の検討はされたのかどうなのか。その3点をお願いをしたいと思います。

町 長 財政負担の件については、今、この間の協議会の中でですね、いろんな人口割、均等割、実績割というようなことの中で議論をさせていただき、幾つか宿題ということで現在いっています。今後の議論の中で正式に各町の負担というか、その割合が出てくるんじゃないかなろうかというふうな形です。

私はその場で話ししたのは、少なからずみんなで行っているんだから、均等割の何%かを入れて、あとは実績割でいいんじゃないでしょうかという発言をさせていただき、大体おおむね何か皆さんその方向で賛同をいただいたというふうな状況でありますので、パーセントの分は決まったところでお話をしたいというふうに考えております。

続いて…ちょっとこれ、ひとり歩きしてもらっちゃ困るんですけども、この今回パブリックコメントのところですね、18ページに書かれている概算費用の徴収をとった結果、見積りが約149から192と、こんな50億近いお金がありますけども、ぶっちゃけ…ぶっちゃけというか、普通に話しますけども、リミット話しまして…外れているので言いますけど、これ、今の現段階で2社しか見積りはくれなかったんですね。2社しか見積りくれなくて、1つの業者さんが146、もう一つが192。同じ条件で同じ金額が出たわけじゃないんです。もう、要は概算でと求めたものだから、うちがやるとこのくらいかかるけどということと、うちは…A社はこのくらいかかる、B社はこのくらいかかるけども、これとこれとこれはまだはっきり分からないから入ってませんというような見積りなので、本来これはあまり私はつけるべきじゃないかなんと思っで見ているところですけど。恐らくこの金額に対する議論も欲しくて多分出ているんだろうなというふうな感じですから、これはもっと精査しなきゃいけないなというふうに思っています。

2つ目、来年の2月…あ、ごめんなさい。来年2月からのお話しになりましたけども、これは上衛生の事務局と調整をさせていただいて、1月の末までに皆さん方の同意が頂いた場合には、2月上旬に県のほうに申請をして、県の申請

したものがあれば、もうそのまま補助金の申請もできるというふうな確約が取れているというふうなことです。今の現状のやつについては、事前に申請を、補助金の申請を出すことが可能だというふうに伺っています。

3つ目、議員さんの3人体制のお話ですけども、これももうおっしゃるとおりに、2人でいいのかという話は伺っています。特に山北町の町長さんからはですね、山北町さんは今、上衛生に来ていらっしゃる委員会の人と、今後ごみというものに対する委員会の方が違うらしいです。なので、その辺のことも加味しなきゃいけないねというお話をいただいていますので、今後、正式にはまだ2人体制が3人にするとかいうのはまだ決まってませんが、これからそのような最終的な議論も多分出てきてですね、最終的に決定することになると思いますので、その辺は今日こういった御意見あったということは、私の口からも伝えて、調整してまいりたいというふうに考えます。以上です。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 いいですか。ほかには。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号足柄上衛生組合規約の変更についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。